

県西地域の中心市のあり方に関する
調査特別委員会報告事項資料

| 資料 番号 | 資 料 名 | 担 当 課 |
|----------|---|-------|
| 1 | 小田原市・南足柄市「中心市のあり方」 に関する任意協議会 第8回会議 次第 (案) | 企画政策課 |
| 2 | 新市まちづくり計画 (案) 概要 | |
| 3 | 中核市移行基本計画 (案) 概要 | |
| 4 | 中心市と周辺自治体との新たな広域連携 体制について (案) 概要 | |

平成29年 7 月 4 日

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会 第8回会議 次第（案）

| 議 程 | 日 時 | 場 所 |
|-------------------------------------|-------------------------|-------------|
| | 平成29年7月11日（火） 午後2時から | 小田原市役所 大会議室 |
| 1 開 会 | | |
| 2 会長挨拶 | | |
| 3 議 事 | | |
| (1) 協議事項 | | |
| 【総括的項目】 | | |
| 協議第39号 市民周知用冊子（案）について | | |
| 【合併関係項目】 | | |
| 協議第24号 一部事務組合等の取扱いについて②<継続> | | |
| 協議第25号 慣行の取扱いについて②<継続> | | |
| 協議第35号 新市まちづくり計画（案）について<継続> | | |
| 協議第38号 町名・字名の取扱いについて | | |
| 【中核市関係項目】 | | |
| 協議第36号 中核市への移行について<継続> | | |
| 【広域連携関係項目】 | | |
| 協議第37号 中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について<継続> | | |
| 4 その他 | | |
| (1) 第9回会議の予定について | | |
| 5 副会長挨拶 | | |
| 6 閉会 | | |

第8回会議の協議事項等の概要

| 協議番号 | 協議事項 | 概要 |
|------|------------------------------|---|
| 第39号 | 市民周知用冊子（案）について | 協議結果を市民に周知し、合併等の是非を検討してもらうための資料として作成する冊子の内容について定めるもの。 |
| 第24号 | 一部事務組合等の取扱いについて②<継続> | 他自治体と共同処理している行政事務等のうち、大雄山駅前開発株式会社の取扱いについて定めるもの。 |
| 第25号 | 慣行の取扱いについて②<継続> | 慣行のうち、市章の取扱いを定めるもの。 |
| 第35号 | 新市まちづくり計画（案）について<継続> | 合併後の市におけるまちづくりの方針等を示す「新市まちづくり計画」を策定するもの。 |
| 第38号 | 町名・字名の取扱いについて | 町名・字名の取扱いについて定めるもの。 |
| 第36号 | 中核市への移行について<継続> | 合併後の市における中核市への移行の是非、時期及び移行に係る方針等を定めるもの。 |
| 第37号 | 中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について<継続> | 合併及び中核市への移行により、中心市としての行財政基盤や権能が強化された後の広域連携のあり方に係る方向性を定めるもの。 |

新市まちづくり計画（案）概要

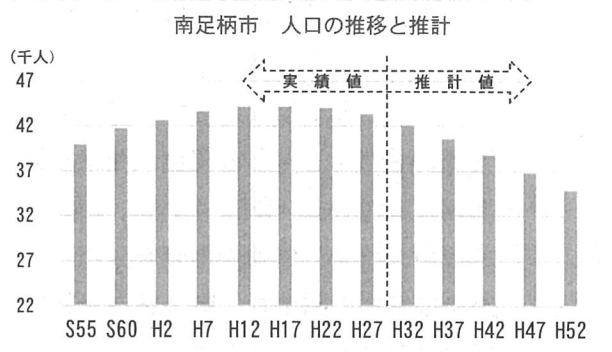
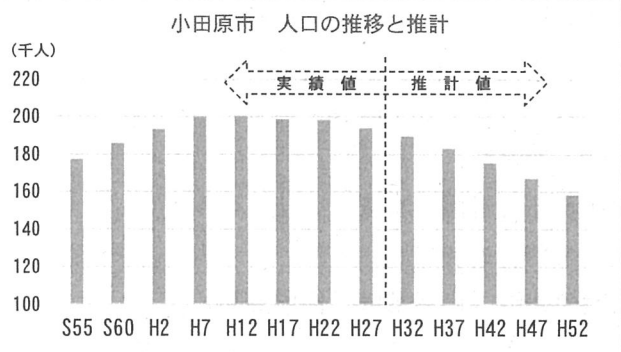
第 1 章 計画の位置付け（P1～P15）

1. 新市まちづくり計画の策定趣旨（P1）

本計画は、財政状況の悪化という 2 市共通の課題に対し、地域の特徴を最大限に生かすことを前提に、新市が取り組むまちづくりの方向性を示すもので、今後、法定協議に移行した際に策定される合併市町村基本計画の基とすることを想定し、策定するものです。

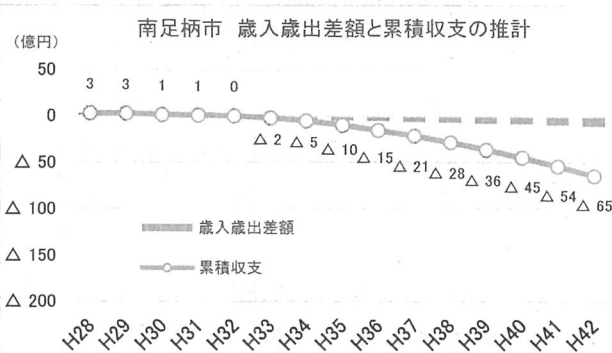
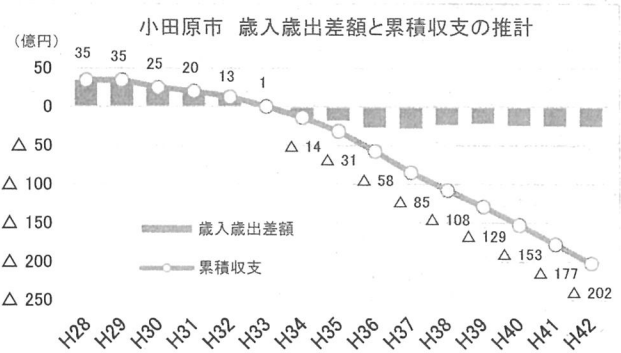
2. 2 市の概況（P1～P14）

【2 市の人口推計】 2 市ともに将来的な人口減少が見込まれています。



資料：平成 27 年度版小田原市統計要覧・平成 27 年度南足柄市統計書・平成 27 年国勢調査 国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）

【2 市の財政推計】 2 市ともに厳しい財政状況が見込まれています。



3. 計画の枠組み（P15）

計画の対象地域は小田原市、南足柄市の全域とし、計画の期間は合併年度及びこれに続く 10 年間とします。また、南足柄市域を小田原市に編入する編入合併を平成 32 年度中に行うとします。計画策定の基本的な考え方としては、両市の総合計画を基本としつつ、市民意向も参考とします。

第 2 章 新市の基本方針（P16～P28）

1. 両市まちづくりの継承と融合（P16）

行財政基盤の強化により、両市がこれまで取り組んできたまちづくりを着実に継続するとともに、多様な主体の連携と協働を継続・推進し、市民の力を新市のまちづくりの推進力とします。そして、地域の特徴を生かした取組を通じて、新市の一体的かつ均一な発展を図り、新たな活気と魅力あふれる、住み良いまちの実現を目指します。

2. まちづくりの方向性 (P17~P20)

両市の総合計画の方針を基に再編、分類したまちづくりの基本的な6つの方向性を示します。

(1) 元気と生きがいの創出と支え合いの社会づくり (福祉・医療)

- ・地域でともに支えあう社会の構築を目指します。
- ・高齢者や障がい者が生きがいを持って社会参加ができる環境づくりを目指します。

(2) 安全・安心を支える地域のつながりと協力体制の確立 (暮らしと防災・防犯)

- ・誰もが尊重しあい、ともにいきいきと暮らすことのできる社会の実現を目指します。
- ・災害などあらゆる危機に迅速に対応できる協力体制の確立を目指します。

(3) 子どもたちが地域の中で健やかに育ち、学ぶ環境づくり (子育て・教育)

- ・安心して子どもを産み育てることができるとともに、未来を担う子どもたちが心豊かに学ぶことのできる教育環境を整え、地域で見守られながら健やかに成長できるまちを目指します。

(4) 産業の活性化と魅力の発信 (地域経済、歴史・文化)

- ・地域の特性を最大限に生かし、地域産業の活性化を目指します。
- ・多様かつ活発な活動の裾野を広げ、その魅力を発信します。

(5) 豊かな自然に囲まれ、魅力ある快適な住環境の整備 (自然環境、都市基盤)

- ・豊かな自然環境を守り育て、暮らしに潤いと安らぎのあふれるまちを目指します。
- ・都市機能と利便性を高めるとともに、道路や下水道など、市民生活の基盤を維持し、快適な居住環境の向上を目指します。

(6) 市民と行政が連携したまちづくり (市民自治・地域経営)

- ・地域が、地域の課題を自ら解決できるような市民の力や地域の力の醸成を図ります。
- ・協働型のまちづくりなどを進め、市民の考えや願いが市政運営に反映されるまちを目指します。

3. まちづくりの方向性に基づく政策分野別の取組 (P21~P28)

まちづくりの方向性に基づき、さまざまな取組を推進します。

第3章 新市の重点的な取組 (P29~P34)

1. 新市の重点的施策 (P29~P32)

新市の基本方針の実現に向け、特に力点を置くべき分野への集中的な取組を推進することにより、地域の特性を最大限に生かすとともに、新たな相乗効果を生み出し、これまで以上に効率的で効果的な行政運営を目指します。

○回遊性向上による地域観光の活性化

両市の観光資源の連携と一体的なPRによる相乗効果を生み出すとともに、交通環境を整え、回遊性の向上と交流人口の拡大を図り、地域観光の活性化を目指します。

○連携と交流の促進による地域産業の活性化

両市の多様な産業や地場産品の連携・交流を促し新たなコラボレーションの創発や需要の拡大を目指します。

○自然環境の保全と防災体制の強化

両市に備わる豊かな自然環境を一体的に保全、再生することにより、まちの魅力を保つとともに、広域的な視点を持って防災体制の強化を目指します。

○地域福祉の増進

相談の場と情報提供の充実、生きがいづくりなど、両市がこれまで進めてきた地域福祉の取組を

着実に継続するとともに、それぞれの地域での成功事例や先進的な取組の情報を共有し、新たな取組の展開を促します。

○子育て支援の充実

子育て家庭のニーズに沿った、より効果的な子育て支援の展開を図ります。

○地域とともに生きる人材を育てる

郷土教育や体験学習を通じて郷土を愛する心を醸成するとともに、地域や世代を越えた交流の機会を充実させ、地域が一体となって地域社会の一員としての成長を支えることで、地域とともに生きる人材の育成を目指します。

2. 南足柄地域のまちづくり (P33~P34)

(1) 南足柄地域のまちづくり方針

編入される南足柄地域において、現在の南足柄市の総合計画や都市マスタープランを踏まえ、これまでの伝統や文化を継承するとともに、地域の特性を生かしたまちづくりを推進します。

(2) 市民が主役のまちづくり体制 (地域審議会の設置)

南足柄地域における行政・地域間の連絡調整に係る懸念や課題を解消するため、住民と行政の連携を強化するとともに、地域の振興策を審議する地域審議会を設置します。

第4章 新市における県事業の促進 (P35~P37)

神奈川県総合計画「かながわグランドデザイン」を基に、新市の一体化の促進と均衡ある発展に資する取組の積極的な推進を求めています。

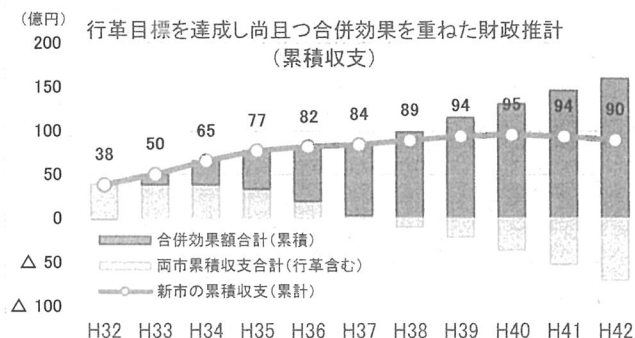
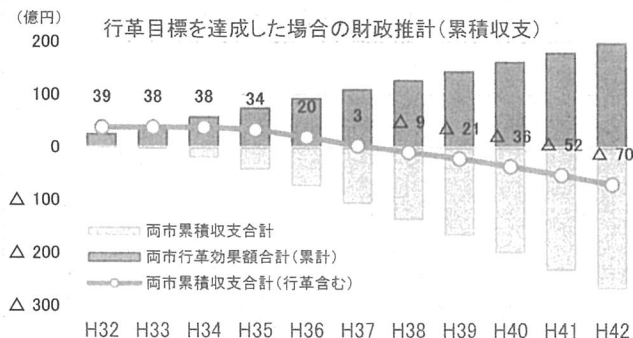
- (1) 交流・連携の推進とそれを支える道路網などの整備
- (2) 地域資源を生かした観光振興と地域に根づいた産業の振興
- (3) 地震などの自然災害に備えた災害に強いまちづくり
- (4) 水源地域を支える環境保全対策の推進

第5章 新市における公共施設の配置の考え方 (P38)

市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮することを第一義とし、地域特性や配置のバランス、将来の財政負担等を考慮しながら、統合や整備を進めていくことを基本的な考え方とします。そして、合併までの準備期間に両市が進める再配置の検討を一本化し、新市としての施設再編に係る検討を開始します。

第6章 新市の財政推計 (P39~)

【新市の財政推計】



第7章 中核市移行基本計画（案）

※「中核市移行基本計画（案）」の要約

第8章 中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について

※「中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について」の要約

中核市移行基本計画（案）概要

1 中核市移行基本計画の策定趣旨（P. 1）

小田原市及び南足柄市は、自律的な総合行政体を引き続き標榜するとともに、県西地域の核としての役割を果たし続けていくため、両市での中核市への移行に際して期待されるメリット及び課題を精査し、移行作業を円滑に進められるよう本計画を策定する。

2 中核市制度の概要（P. 2～4）

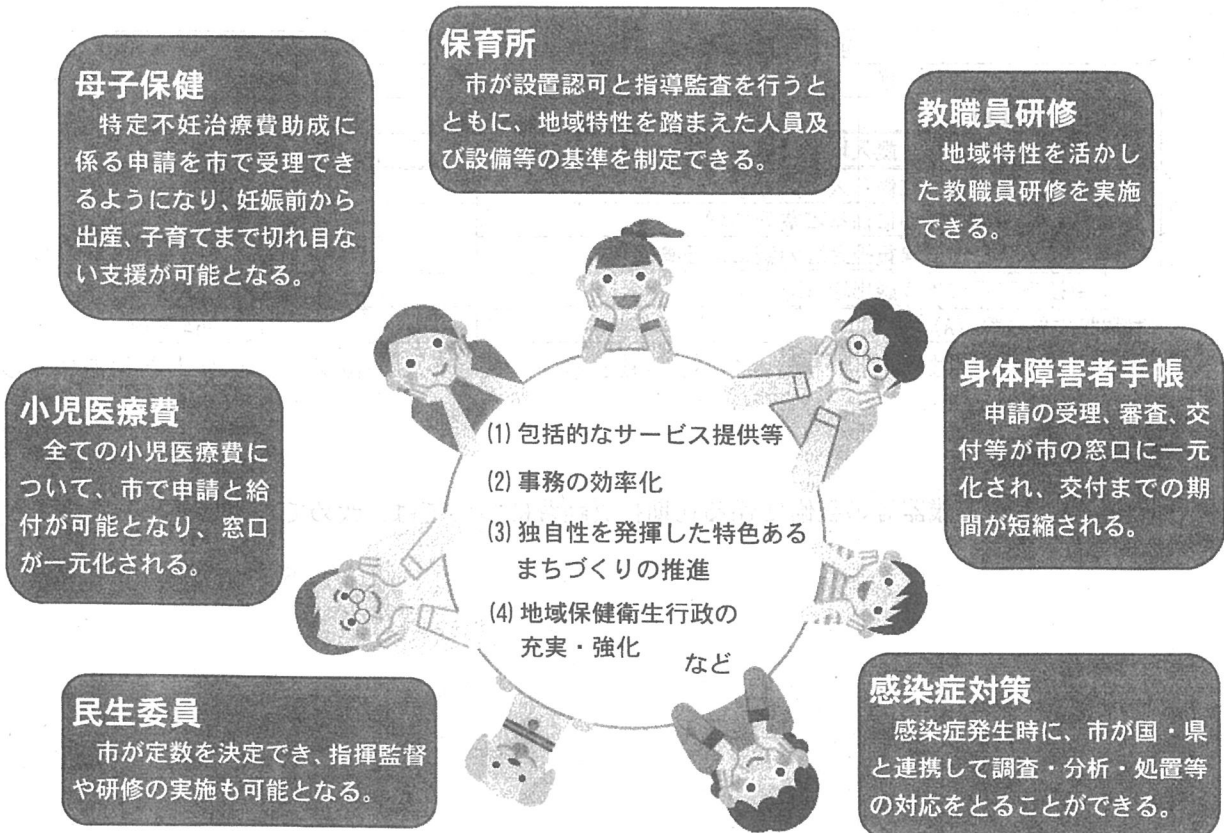
中核市は、指定都市が処理する事務のうち、県が実施する方が効率的である事務を除くものについて、県からの移譲を受けて実施する。

【県から移譲される事務数】

| 分野 | 事務数(条項数) | | | 小計 |
|-----------|----------|-----------|-------|-------|
| | 区分 | | | |
| | 法律・政令 | 府省令・通知・要綱 | 県単独事業 | |
| 民生行政 | 419 | 19 | 4 | 442 |
| 保健衛生行政 | 774 | 252 | 309 | 1,335 |
| 環境行政 | 264 | 0 | 2 | 266 |
| 都市計画・建設行政 | 74 | 0 | 0 | 74 |
| 文教行政 | 23 | 2 | 0 | 25 |
| その他 | 5 | 0 | 0 | 5 |
| 合計 | 1,559 | 273 | 315 | 2,147 |

3 中核市への移行による具体の効果（P. 5～8）

中核市への移行により、市民生活に関わる多くの事務が県から移譲され、より住民に身近な市が事務を実施することで様々な効果が見込まれる。



4 中核市への移行に当たっての基本方針等（P. 9～10）

- ・権能強化による幅広い施策展開と、きめ細かく高度な行政サービスを実現する。
- ・合併後の市が進める諸施策の強力な推進力とする。
- ・県西地域の中心的都市としての存在感、発信力を高める。

移行の時期は、準備期間及び合併に伴う人員調整等を考慮し、合併後3～5年程度を目標とする。

5 中核市への移行事務の実施方針（P. 11～18）

（1）職員の確保・育成の実施方針

事務量の増加や専門性を要する事務の移譲に対応するため、職員の増員数を77人と見込む。

職員の育成は、県等での実務研修や県内保健所設置市との職員交流について調整する。

（2）施設等の整備の実施方針

保健所は、「小田原市保健センター内」もしくは「南足柄市保健医療福祉センター内」に整備することを優先的に検討するが、必要に応じて機能の分散も含め他の施設の活用についても検討する。

（3）移行の推進体制整備の実施方針

中核市への移行準備を推進するための組織のほか、特に専門性が高い保健所整備に特化した推進組織の設置についても検討する。

6 中核市への移行による財政への影響（P. 19～20）

（1）財政への影響

| 項 目 | | 影響見込額 |
|-------------------|----------------------|-------------|
| 歳入 | 基準財政需要額の増 | 1,410,270千円 |
| | 財源移譲額 | 161,077千円 |
| | 中核市移行に伴う歳入増 (A) | 1,571,347千円 |
| 歳出 | 移譲事務の処理に係る人件費の増 | 552,000千円 |
| | 移譲事務の処理等に係る事業費の増 | 512,967千円 |
| | 既存事業に係る県負担金等の減による負担増 | 363,016千円 |
| | 中核市移行に伴う歳出増 (B) | 1,427,983千円 |
| 財政収支見込額 (A) - (B) | | 143,364千円 |

※職員の増員数は、事務の統合による削減と他市での状況等も勘案し、69人として試算した。

（2）初期投資経費等

保健所施設や検査機器等の整備に係る初期投資経費については、改めて精査する。

中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について（案） 概要

1 趣旨

(1) 広域連携の重要性と有効性

- ・行政コストが増大する一方で、人材や財源等の行政資源は減少傾向にある。
- ・行政資源を有効に活用する観点から、基礎自治体間の連携をこれまで以上に柔軟かつ積極的に進めていく必要がある。
- ・県西地域では、広域連携に早くから取り組み、消防の広域化などで成果を挙げてきた。

(2) 中心市としての課題認識

- ・県西地域は中心市と周辺の各町との規模の差が大きく、水平的・相互補完的、双務的な広域連携は望みにくい。
- ・連携を進めるには、中心市に期待される役割に伴う負担の問題がある。
- ・中心市自体が財政的に危機的な状況を迎えつつある中では、これまでどおりの広域連携の形は維持できなくなるおそれがある。

(3) 新たな広域連携の展望

- ・県西地域では、中心市を軸とする広域連携が今後、一層の重要度を増していく。
- ・中心市たる両市が合併及び中核市への移行によって、財政基盤と権能の大幅な強化を実現し、新たな広域連携のあり方を展望する。

2 広域連携制度の概要

地方自治法に規定されている普通地方公共団体相互間の協力等の制度には「連携協約」、「(法定)協議会」、「機関等の共同設置」、「事務の委託」、「事務の代替執行」、「一部事務組合」及び「広域連合」がある。なお、法に基づかず、任意で協議会を設置するなどの連携手法もある。

3 新たな広域連携の制度等

(1) 連携協約を活用した連携中枢都市圏の形成

- ・一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成し、「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集約・強化」及び「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」を図ろうとするもの。
- ・連携中枢都市は次の全ての要件を満たす必要があるが、現時点において小田原市は、「C」の要件を満たしていない。(両市が合併した場合も同様)
 - A 規模が中核市以上
 - B 昼夜間人口比率が概ね1以上
 - C 三大都市圏に所在する市においては、三大都市圏内の指定都市及び特別区(23区)への通勤通学者割合が0.1未満

(2) 水平的・相互補完的、双務的な役割分担

- ・三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的な連携制度を構築するために、現在モデル事業が実施されている。

4 小田原市・南足柄市における広域連携の現状

(1) 広域連携の現状

- ・広域連携は課題解決の手段として一定の効果を挙げているものの、一般的に期待される効果が中心市の側では出にくい。
- ・県西地域2市8町枠内の連携事業の約75%の取組において、両市は中心市の役割を果たしている。

5 県西地域における広域連携の展望

(1) 広域連携に対する基本的な姿勢

- ・行政サービスを持続的に提供し、住民の生活圏の広域化にも適切に対応していく方策として、広域連携の重要性は今後、ますます高まる。
- ・両市が合併及び中核市への移行を経て、広域連携を牽引する体力と中心的な役割を担うに相応しい権能を持った中心市となった際には、各町との広域連携を一層強化していく。
- ・各町との連携を互恵的なものとするため、中心市が過度に負担をするような連携とならないよう留意が必要である。

(2) 合併により行財政基盤が強化された中心市としての広域連携

ア 合併による影響

- ・中心市において安定的な行政サービス提供体制の構築について一定の目処が立つ。
- ・これまでの広域連携の継続的、安定的な実施や、広域的な対処を必要とする課題について新たに取り組むことが可能となる。
- ・一方、中心市と各町の双方に行財政のプラス効果をもたらす連携となるよう検討が必要である。

イ 今後、連携が想定される取組

(ア) 広域的課題への取組

個々の行政区域を越えた広域的課題であって、連携して対応を図ることが課題の解消に効果的な事務及びスケールメリットが得られる事務など。

【例】

- ・自然環境の保護や鳥獣被害対策等に係る事務
- ・災害対策等に係る事務 など

【連携手法】

「連携協約」、「協議会」及び「事務の委託」が考えられる。

(イ) 活力ある社会経済維持に向けた取組

「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの

向上」に資するもの。

【例】

- ・交通インフラの維持強化に係る事務
- ・観光の振興に係る事務
- ・新たな産業の創出に係る事務 など

【連携手法】

「連携協約」の活用が考えられる。

(ウ) 周辺自治体の住民の生活に必須の事務の安定的実施の取組

生活に必須でありながら、今後、各町では維持が困難な行政サービスの共同処理など。

【例】

- ・施設整備等の財政的負担が大きく、事実上対応が困難な事務
- ・年間の処理件数が少ない若しくは事務発生時期が数年に一度など頻度の少ない事務 など

【連携手法】

「機関等の共同設置」、「事務の委託」及び「事務の代替執行」が考えられる。

(3) 中核市移行により権能が強化された中心市としての広域連携

ア 中核市移行による影響

- ・中心市における行政サービスの高度化、既存事務との一体化が図られる。
- ・各町の区域に係る中核市事務のうち一体的に処理することが効果的な事務を受託することにより、スケールメリットの確保と能力の更なる向上が図られる。

イ 今後、連携が想定される取組

(ア) 地域全体で中核市レベルのサービスを展開する取組

各町の既存事務と中心市が行う中核市事務との一体的な実施により効率性やサービス水準の向上等が図られる事務など。

【例】

- ・中心市において既存事務と中核市事務の統合により、行政効率やサービス水準の向上が見られた事務
- ・中核市の高度な専門性を有する職員が行うことにより、サービス水準の向上が図られる事務 など

【連携手法】

「事務の委託」及び「事務の代替執行」が考えられる。

(イ) 県と市を総体的に見た事務効率の向上に向けた取組

各町の区域に係る中核市事務の中心市による一括処理など。

【例】

- ・管轄人口の減少により、大幅な事務効率の低下が生じる事務
- ・県の事務効率の低下等に伴う施設の統廃合等により、各町の住民の利便性が

低下する事務 など

【連携手法】

「機関等の共同設置」及び「事務の委託」が考えられる。

(4) 連携に向けた各町等との調整

ア 調整に当たっての中心市としての考え方

(ア) 行財政基盤の強化

中心市の行財政基盤の強化に資する事務を連携の対象とする。

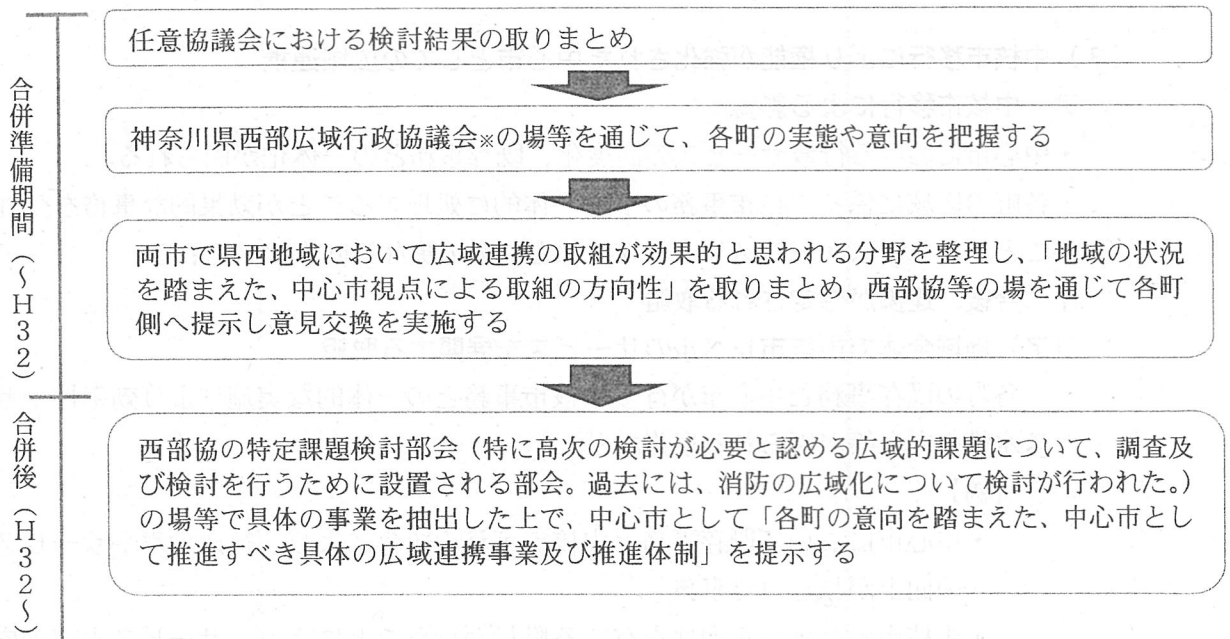
(イ) 枠組みの柔軟性

地域全体を一つの枠組みとした連携にこだわることなく、各町が必要とする連携に個別具体に取り組む。

(ウ) 国県への支援要請

県に対し、中心市に期待される広域的な役割に対する積極的な支援とともに、市町間の連携によってでは解決し難い課題が生じた際の広域自治体としての的確な対応を要請する。

イ 今後の周辺自治体との調整



※神奈川県西部広域行政協議会

2市8町の首長と県西地域県政総合センター所長を委員とする組織。